第１回橋本こども園及び応其こども園指定管理者選定委員会

令和６年９月 25 日

司会：　皆さんこんばんは。定刻になりました。本日はお忙しい中、また夜分お疲れのところ、ご出席を賜り、ありがとうございます。

それではただいまより、橋本市立橋本こども園及び応其こども園指定管理者選定委員会を開会させていただきます。

本日、議長が決まるまでの間、司会をさせていただきますこども課保育幼稚園係〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

本日、〇〇委員、〇〇委員がご都合悪く欠席されていますが、半数以上の出席にて橋本市指定管理者選定委員会条例第６条第２項により、本委員会が開催できますことをご報告いたします。

司会：　早速ですが、委嘱状の交付を執り行わさせていただきます。

本来ならば市長より、一人一人の委員の皆様方に直接お渡しさせていただくところですが、他の公務により欠席となっておりますので、〇〇より交付いたします。また、時間の関係上、委員の皆様を代表いたしまして、〇〇様に委嘱状を交付させていただきたいと思います。なお、皆様の委嘱状につきましては、すでにお手元に配付させていただいておりますので、ご確認のほどお願いいたします。

それでは〇〇様、恐れ入りますが、前の方へよろしくお願い申し上げます。

〇〇：　委嘱状、〇〇様、橋本こども園及び応其こども園指定管理者選定委員会委員に委嘱します。委嘱期間は、令和６年 12 月 31 日までとします。令和６年９月 25 日、橋本市長平木哲朗、どうぞよろしくお願いします。

司会：　ありがとうございました。各委員の皆様におかれましては、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは引き続きまして、委員会を進めさせていただきます。座って失礼いたします。

まずここで、配布資料の確認を担当よりさせていただきます。

事務局：　皆さんこんばんは。こども課の〇〇と申します。よろしくお願いします。

それではまず資料の確認をさせていただきます。封筒の中に入っている資料一式があると思うんですけれども、これについて説明させていただきます。

まず一番上に資料一覧をつけさせていただいております。それをめくっていただきますと、本日の会議次第、もう１枚めくっていただきますと、本委員会の委員名簿。３枚目が、別紙１としまして、橋本市指定管理者選定委員会条例をつ

けております。もう１枚めくっていただきますと、別紙２として、第２回選定委員会次第の案をつけさせていただいております。もう１枚めくっていただきますと、別紙３ということで、橋本こども園及び応其こども園現地視察の案内という文書が入っております。これは後ほど説明させていただきます。そして、もう１枚めくっていただきますと、資料１−①ということで、こちらは今回の指定管理者募集要項になっております。①が橋本こども園、②が応其こども園の指定管理者申請に関する要綱となっております。続きましてが、資料２ということで、本選定委員会における審査基準の考え方になります。後ほど説明させていただきます。その次が、A４の横版になるんですけれども、資料３としまして次回の第２回選定委員会で使用する審査表、個別採点の見本ということになっております。その次に資料４が２つございまして、これがこども園管理業務の仕様書ということになっておりまして実際に指定管理者に行っていただく業務の内容を説明したものになります。①が橋本こども園、②が応其こども園の仕様書になっております。そして次が、また横版になるんですけれども、資料５としまして、財務状況の分析になります。後ほど説明させていただきます。続いて資料６が、保護者アンケートの結果、①が橋本こども園、②が応其こども園になっております。一番最後のページに、選定委員の皆様へということで、今回の会議に当たりまして、秘密保持についての注意事項になります。後ほど説明させていただきます。

これが資料一式ということになっておりまして、別冊としまして、紫のファイルが橋本こども園指定管理者から出された指定申請書ということになります。黄色のファイルが同じく応其こども園指定管理者の指定申請書となっております。もし資料で不足するものがございましたら事務局までお知らせいただきたいと思います。なお、申請書類ファイル、資料１から６については、第２回目の本委員会終了後に事務局までご返却いただくことになりますので、あらかじめご承知おきください。

この資料は、第１回終了後、第２回委員会までは持って帰っていただくことになります。第２回委員会終了後、回収させてもらうようになるのですが、書き込み等は自由にしていただいて結構ですので、第２回目が終わってから返していただくということだけご留意ください。資料の確認は以上になります。

司会：　それでは皆様の方で資料がそろっておりますでしょうか。資料がそろっているということですので、次に進めさせていただきます。本日の選定委員会は非公開でさせていただいておりますが、議事録につきましては公開をさせていただく予定でおります。ただし、この資料の中に個人情報に関する部分がたくさんございます。これにつきましては非公開として事務局で校正し、後ほどこちらの方で指名させていただきます議事録署名委員の方にご確認いただいた上で公開する

予定としております。また議事録を作成するため IC システムにより、本委員会について録音をさせていただきますのでご了承のほどお願いいたします。つきましてはこの後の委員会でご発言をいただく場合は、先ほどの名簿の氏名に番号を付しておりますので、その番号を言っていただいてから発言をお願いしたいと思います。番号は 7 番委員までそれぞれ入っておりますので、その番号でよろしくお願いいたします。

次に、別紙 1 の橋本市指定管理者選定委員会条例をご覧ください。第 7 条に秘密保持の項目がございます。配布しております法人の書類につきましては、個人情報がたくさん入っております。書類の保管、漏えいなど取り扱いにつきましては十分注意をしていただきますようお願い申し上げます。そして 11 月 3 日の第 2 回選定委員会にもご持参していただきまして、委員会終了後、事務局の方に返却していただくことになりますのでよろしくお願い申し上げます。

司会： 続きまして、委員の皆様のご紹介に移らせていただきたいと思います。本日初めての選定委員会でありますので、大変申し訳ございませんが、自己紹介をお願いしたいと思います。それでは 1 番の○○委員からよろしくお願いいたします。

１番委員： 和歌山大学教育学部の○○と申します。こういった選定委員会、過去にも数回参加させていただいて、会議委員の皆さんのご協力をいただいて有意義な内容になっているかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

３番委員： こんばんは。境原幼稚園のＰＴＡ会長の○○と申します。幼稚園には 5 歳の子どもが通っています。よろしくお願いします。

４番委員： 橋本こども園のＰＴＡ会長をさせていただいています○○と申します。子どもが 2 人いまして下の子が一番上の年長になります。至らないところも多々あるかと思いますが、よろしくお願いします。

６番委員： 公募委員の○○と申します。よろしくお願いいたします。保育園児の子どもがいるというような立場で今回は応募させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

７番委員： 健康福祉部長の○○と申します。私も 30 歳代のときに、保育行政を 6 年間させていただいております。ここへ部長になって 3 年、また保育行政の方に戻ってきて、子どもたちの健やかな成長に少しでもお手伝いできればと思っております。過去の経験を生かしながら、また意見を述べさせていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

司会： どうもありがとうございました。続いて事務局の紹介をさせていただきます橋本市健康福祉部こども課長○○でございます。同じくこども課主幹○○でございます。同じくこども課課長代理○○でございます。同じくこども課課長補佐○○でございます。同じく私こども課保育幼稚園係係長の○○と申します。よろしくお願いいたします。

司会：　　それでは続きまして、次第 4 議事録署名委員の指名について事務局から指名させていただきたいと思います。3 番、〇〇委員。4 番、〇〇委員のお 2 人にお願いしたいと思いますので、拍手をもってご承認をお願いします。（拍手）ありがとうございます。〇〇委員、〇〇委員、どうかよろしくお願いいたします。

司会：　　続きまして、委員長及び副委員長の選任に入らせていただきたいと思います。委員長及び副委員長につきましては、先ほどの選定委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、委員長、副院委員長の選出を行う必要がございます。選出につきましては、委員の中から互選という規定になっておりますが、どのように選出いたしましょうか。

7 番委員：　事務局一任でお願いします。

司会：　　ありがとうございます。事務局一任ということですので、事務局の方からご指名させていただきます。専門的な見地から助言をいただきながら、本委員会を進めた方が良いと思われますので、委員長は〇〇委員にお願いしたいと思います。

　ここで、〇〇委員のプロフィールを簡単にご紹介させていただきます。〇〇先生は現在、和歌山大学教育学部において教授をされております。特別支援教育と、障がい者福祉を専門に研究をされており、本市の子ども・子育て会議の会長をしていただいておりまして、本市の保育・教育に非常に深い繋がり関係を持っていただいているところでございます。

　続きまして、副委員長には、橋本市健康福祉部長の〇〇委員にお願いしたいと思います。

　それでは拍手をもってご承認のほどよろしくお願い申し上げます。（拍手）

　ありがとうございます。また、本委員会の議事進行につきましては、条例の第 6 条第 1 項に規定されていますように、委員長が議長となっておりますので、〇〇委員長にお願いします。

　それでは中央の席の方によろしくお願いいたします。まず、〇〇委員長にご挨をいただき、引き続き議事に入っていただきたいと思います。委員長よろしくお願いします。

委員長：　和歌山大学の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。私は橋本市出身で、柏原保育園、今は山田さつきこども園がある場所で保育園に通っておりました。そういったご縁もあって、橋本市の子ども施策にここ 10 年ぐらいかかわらせていただいて、本当に保護者の皆さんや、橋本市の行政の皆さんが、橋本市の子ども施策をより良くしていこうという姿勢をこういった選定委員会とか、子ども・子育て会議の中でも、熱心に議論されているかなというふうに思っています。ここ 10 年 20 年で子ども施策が大きく変化していまして、より市民の目を、運営の方針、運営の説明責任というのが問われるようになってきて、こういった選定委員会っていうのも開かれるようになってきました。それは時代の変化に

合わせて子育ての仕方も違ってくるということもありますし、あとは橋本市の保育園であっても、他県の社会福祉法人が運営していたりとかっていうところもある中で、その地域の実情に応じて運営されているかどうかっていうことも、やはり確認するということが、適宜必要になってくるということで、こういった選定委員会が開かれているのではないかなというふうに思います。今現在、子育てに関わっておられる委員の皆さんの忌憚のないご意見を聞かせていただき、この会が有意義な会議になればなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

では、議事進行の方、始めさせていただきたいと思います。会議次第の 6 番、（1）から（6）となっています。まず、議事（1）の経過及び概要説明と議事（2）の応募者についてを一括して事務局より説明をお願いいたします。

事務局： こども課の〇〇です。それでは、説明させていただきますのでよろしくお願いします。まず、議題（1）経過よりご説明をさせていただきます。橋本市の乳幼児につきましては減少しております。0 歳から 5 歳の人口で言いますと、平成 19 年度末 3,270 人でありましたが、令和 5 年度末、今年の 3 月には 2,081 人となりまして、この 17 年間で 1,191 人。率にして、36.4%減少しているということになっています。この傾向につきましては、まだまだ今後も続くということで、国立社会保障・人口問題研究所の推計でも相当数、減少が予想されているところです。

このような少子化の時代におきましても、健全な育成環境の整備とともに、質の高い教育・保育機会を提供することは、極めて重要なことであると考えております。

というところで、本市ではこれまでは公設民営の保育園こども園の指定管理者の更新につきましては、条例の特例措置を適用していましたが、令和 4 年度から指定管理期間が満了する際は、原則として公募を行って、指定管理者にふさわしい運営法人を審査・選定していくこととしました。また、令和 5 年 3 月には条例を改正しまして、子どもに寄り添った質の高いサービスを安定的、継続的に提供できるよう指定管理期間をそれまで 5 年だったものを 10 年に見直したところです。

本委員会では、橋本こども園及び応其こども園の指定管理者の 3 期目の候補者を選定するための審査を行っていただくことになります。このたびの指定管理者の公募では、それぞれ現在の 1 法人のみの応募ということでございましたけれども、それぞれの見地から十分ご検討いただいて、こども園を運営するのにふさわしい指定管理候補者かどうかを審査していただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、議事の（2）応募者（申請者）について説明いたします。橋本こども

園の応募者は、現在の指定管理者である社会福祉法人子どもの家福祉会の 1 法人となりました。ということで、事実上継続申請の審議ということになります。同法人は、兵庫県姫路市に拠点を構えておりまして、本橋本こども園の他、小規模園を含めて全部で 14 の施設を運営している法人になります。

理事長は〇〇さん。現園長は〇〇さんでございます。

そして、応其こども園の応募も、現在の指定管理者である社会福祉法人顕陽会の 1 法人になりました。こちらも継続申請の審査というふうに事実上なってございます。この法人は橋本市に拠点を構えておりまして、応其こども園の他、すみだこども園及び九度山保育所を運営しております。

理事長は〇〇さん。現園長は〇〇さんでございます。

法人の概要につきましては、この紙ファイルにとじた申請書類の中にもございますのでご覧いただければと思います。簡単ですが説明は以上となります。

委員長： ただいま事務局よりご説明いただきましたが、この点について、何かご質問等ありましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

はい。ということで実際、継続審議ということになりますので、その点でご理解いただいた上で、審査基準ということで、引き続きご説明お願いいたします。

事務局： はい。それでは議事の（3）審査基準についてご説明させていただきます。資料 2 の橋本こども園及び応其こども園指定管理者選定委員会、審査基準の考え方をご覧ください。それでは資料に沿って説明させていただきます。資料 3 も併せてご覧いただければと思います。

資料 2、本選定委員会の審査基準の考え方というところですけれども、審査基準につきましては、7 つの基準項目、そしてその下に 13 の小項目を設定しております。まず 7 つの審査基準と配点について説明させていただきます。

1 番目の基準項目として、教育・保育理念、運営方針と教育・保育の提供能力、25 点を配点しています。

2 番目の基準項目が、指定管理業務を安定して行う運営力で、同じく 25 点を配点しています。この 1 番目と 2 番目の基準項目が、審査を行う上で重要な項目ということで、重点項目としてより配点を多くしております。

次からの 3 番目以降につきましては、各 10 点の配点というふうにさせていただいております。3 番目の基準項目が、給食（食事提供）。4 番目が安全面、衛生面、健康管理等の体制。5 番目が子ども・子育て支援事業等の取組。6 番目が関係機関や地域との連携。7 番目がその他保護者アンケート等ということで、7 項目、合計 100 点というふうになっております。

次にその下の括弧の各基準項目のところですけれども、各基準項目の下に小項目を設けております。例えば 1 番目の基準項目である教育・保育理念、運営方針と教育・保育の提供の能力、その下には 2 つの小項目を設けておりまして、1

つ目が（1）のところで教育・保育理念及び運営方針について、こちら 15 点を配点しておりまして、2 つ目が (2)、法人の教育・保育の保育提供能力についてで、10 点を配点しております。なお採点は、この小項目ごとに行っていただくことになります。

そして（1）の下にアンダーラインを引かせてもらってあるのですが、このアンダーラインの下に隅付の括弧で、【申②事業計画書】等と記載しています。これは、この項目を審査していただくに当たりまして、参考となる申請書の記載部分というのを示しております。例えばこの紫色のファイルを見ていただきますと、この申の②というのが、このインデックスの（2）のところにリンクしております。その他、申請書資料もいろいろあるんですけれども、この隅付き括弧の番号のところは、この申請書とリンクしていて、この基準項目 5 項目については、この資料を見て審査していただきたいというふうにご理解いただければと思います。そしてその下には、審査にあたっての着眼点となるところを記載しております。例えば 1 の（1）につきましては、教育・保育の理念及び運営方針は適切かどうか。また、教育・保育目標、教育・保育方針及び指導計画等が良質な教育・保育を提供できる内容かに着眼して採点をしていただきたいというふうに思います。それ以下の項目につきましても同様でございますけれども、2 ページ目を見ていただいて、上の方にあります 2 番の（2)、園運営の収支計画、法人の財務状況及び類似施設の経営状況というところについてですが、内容がちょっと専門的なところもありますので、こども課で毎年法人の指導監査を行っておりますけれども、後ほど別に説明させていただきたいと思います。

次に 4 ページをご覧ください。中ほどにありますけれども、先ほど申しました採点につきましては、小項目ごとに、優るが 5 点、やや優るが 4 点、普通が 3 点、やや劣るが 2 点、劣るが 1 点ということで、5 段階の点数化していただくようになります。資料 3 の A4 横版の審査表を見ていただきますとわかるかと思うんですけれども、重点項目については、5 段階した数字をそれぞれ 2 倍、3 倍することになっておりまして、配点を多くしているというふうになっております。

続いて、書類審査及び採点の方法ですけれども、本日、突然多くの資料をお渡ししております。法人から提出された申請書類により審査をしていただくわけですが、書類上からはまずは法人の概要を把握していただければというふうに思います。そして、次の第 2 回選定委員会では、法人からプレゼンテーションをしていただきまして、そのあと質疑応答の時間も設けております。流れとしましては、第 2 回目の委員会までに、資料 3 の見本等を活用しまして、書類審査をしていただくところをまずしていただいた上で、プレゼンテーションを聞いていただき、また、質疑応答によりさらに深く法人を理解していただいて、点数を決定するというふうなイメージになるかと思います。各委員には、第 2 回の選定

委員会で正式な採点表をお渡しします。5 点から 1 点の点数をつけていただきまして、事務局の方で集計させていただきます。集計した結果、平均しまして、最低基準の 60 点以上になれば、当該法人を指定管理の運営法人候補者として決定するということになります。

候補者という言葉を使っておりますけれども、これは指定管理の指定管理者の正式な決定というのは、議会の議決を受ける必要があるからで、本委員会で決定していただいた結果を、市長にまず報告し、市内部で審議して、その決定後、12 月市議会の方に議案として上程し、議決をいただくというふうな流れになっております。その後正式な指定管理者というふうに決定されるということになります。

ただし、今回の採点の結果で平均点が 60 点未満となった場合については、いわゆる不合格ということになります。この場合は本選定委員会で再協議していただくことになりまして、その結果によりまして対応を考えていく必要がございます。簡単ですが、以上が審査基準の考え方についてとなりますのでよろしくお願いいたします。

委員長：　はい。ありがとうございます。引き続き書類審査についてというところまでご説明いただいた上で、委員の皆さんからの質問に入りたいと思いますので、議事の 4 番目の書類審査について、引き続きご説明をお願いいたします。

事務局：　はい。それでは議事の 4、書類審査①の審査資料の説明ということでさせていただきます。紫色の橋本こども園指定管理者指定申請書のファイルを例に説明させていただきます。こちらが法人から提出された指定管理者指定申請書の書類一式になります。添付書類につきましては、めくっていただいて 1 ページ目に届出書類目録という形で一覧を掲載しております。

申請要項で定めたものがすべて添付されておりまして、それについてはこども課でチェックは済んでおります。

目録の（4）の貸借対照表及び損益計算書については、後ほど②の財務状況分析のところで説明させていただきますが、(1)から（10）に関しては、事業計画とか法人の概要などについてとなっていますので、それぞれ資料の中身をご確認いただければというふうに思います。

注目していただきたいというか、見ていただきたいところが目録の（11）のアからサというところになりまして、こちらは現在運営しているこども園の施設の状況に関する書類というふうになります。例えば、(11）のエを見ていただきますと、インデックスでエと入っているところがあると思うのですが、こちらは、こども園に新規に入園される保護者にお配りする入園のしおりになっております。登園・降園についての注意事項であるとか、給食、おやつ、また子どもの健康など園でのルールを記載しております。

続いて、オには、園から保護者に出しております園だよりを添付させていただいております。行事の内容や報告、クラスの様子などが掲載されているところになります。

この（11）のエやオにつきましては、園の教育・保育の内容をお便りとかＷｅｂとかで、保護者向けに案内しているものとなっておりますので注目いただきたいなと思います。

続いて、カには、法人の理念、保育方針、目標、園の運営方針がまとめられたものが添付されております。この保育方針、目標などに基づきまして、園で行う教育・保育について、年間を4つの期に分けて、それぞれの時期のねらいや育てたい子どもの姿を示した年齢ごと、0歳から5歳までの年間指導計画や月間指導計画というのが、その次のキとクに添付されているというふうになります。

このような計画は普段見られない内部的なものというふうになると思いますけれども、このような計画に沿って園を運営しているというところを見ていただければというふうに思います。

その次に、ケについてですが、こちらは8月分の献立表（予定献立表）というふうになります。離乳食後期、9から11か月時、離乳食の完了期、12から18か月時、それと1歳児、2歳児及びアレルギー対応の献立表というのが添付されているかと思います。特に乳幼児期の場合には、成長によって食材の刻み方等が変わってきます。後で説明しますけれども、園の現地視察を予定しておりまして、給食の試食も予定していますので、時間があれば、ぜひご参加いただきたいというふうに思います。

次に、コを見ていただきますと、これもなかなか見られないものかなと思いますけれども、栄養管理報告書ということで、栄養士が子どもたちのことを思って作っている給食について保健所に提出する書類となっております。

最後にサですけれども、こちらは、職員研修の昨年度の実績となっています。園を運営するに当たっては、当然保育士の質というのが大事になりますので、研修の実績をご確認いただければと思います。

審査資料の説明については以上ですが、非常に資料が多く、今日配布したところでございますので、すぐに質問というのはなかなか難しいかなと思います。資料は本日持ち帰っていただくことになりますので、第2回までの間にご覧いただきまして、ご質問等がありましたらお電話、メール等でこども課へ連絡いただければと思います。また、疑問点等につきましては、第2回の委員会には園や法人も出席しますので、直接ご質問いただいても結構かと思います。簡単ですが、説明は以上とさせていただきます。

委員長：　では、議事の4番までご説明いただきました。質問やご意見等ありますでしょうか。次の11月3日までにこの書類を見ていただいて、質問事項等があれば、

プレゼンテーションのときに質問していただくっていうことになっていて、あと現地視察、またご説明があると思うのですけど、これも踏まえて、11 月 3 日の会議で書類とプレゼンテーションと現地視察で総合的に点数をつけるということになるということですね。いかがでしょうか。この 2 園とも、結構実績があって、長年橋本市で運営されているところですね。

審査基準の考え方等で、こういった観点も含めた方がいいのではないかとか、こういったことも考えていきたいとかっていうご意見もありましたらいただければなと思います。

事務局： すいません、今 5 段階っていうのはなかなか感覚的なところで難しいかなと思うのですけども、最低基準で 60 点としておりまして、5 段階のとき、すべて 3 であれば、合格ということで、3 が標準的な。普通にできているなという感覚かなというふうに考えていただいて、普通よりちょっといいかなという感覚であれば 4 点で、すごくいいなということであれば 5 点とか、そういった感じになるのかなと思いますので、そういう採点をしていただければと思いますのでよろしくお願いします。

委員長： はい。では財務状況の分析についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 先ほど申し上げましたように、審査資料の内容でなくても見方等でも結構ですので何かありましたら、こども課へご連絡いただきたいと思います。それでは財務状況の説明をさせていただきます。

事務局： こども課の〇〇です。よろしくお願いします。それでは財務状況について説明させていただきます。

先ほどの審査基準の考え方の中の 2 つ目、指定管理業務を安定して行う運営力、(2) 園運営の収支計画、法人の財務状況及び類似施設の経営状況についてというものがあります。こちらは 10 点が配分されていて、園を運営するに当たっては財務状況も重要になってきますので、この 10 点というのも大切なところになっております。資料につきましては、2 園、橋本こども園と応其こども園がありますので、先ほどは橋本こども園を見ていただいたので、黄色のファイルの応其こども園を代表で見ていただければと思います。応其こども園の申請書のインデックスの 4 番とクリップ止めしてあります資料 5 をご覧いただければと思います。

この財務状況につきましては、資料のインデックスの④をめくっていただきましたら、決算報告書と記載された表紙があります。これが財務状況を表した財務書類となっております。視点は大きく分けて 2 つありまして、1 点目は申請法人そのものの財務状況は健全かという点、もう 1 点は申請法人が、実際橋本市で運営している施設、今回であれば応其こども園と橋本こども園の財務状況は良

好かという点でございます。

この財務書類については、社会福祉法人においては、平成24年度から適用された新会計基準に基づいて作成されております。企業や行政でいいますと、決算書に当たるものとなっております。この資料には、令和4年度と5年度の財務書類が添付されておりまして、各諸表の種類なんですけども、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表が財務書類として添付されておりまして、貸借対照表の附属書類として財産目録というものが添付されております。ここでは、各財務書類の概要について簡単に説明させていただきます。

ファイルのインデックスの4、令和4年度の決算報告書のところなんですけども、決算報告書等書かれた表紙を含めまして、最初の6ページに法人全体の決算書類が掲載されております。6ページ目、めくっていただいたところから2ページに渡りまして、応其こども園の資金収支計算書というものが添付されております。こちらの資金収支計算書をご覧ください。上の方に、応其こども園拠点区分資金収支計算書と表示されております。この資金収支計算書というのは一定期間で資金が幾ら増減したか、4月1日から翌年の3月末までの1年間のお金の動きを表したものとなっております。一般家庭で言いますと、家計簿に相当するものとなっております。

ページをめくっていただいて、次のページが事業活動計算書というものになっておりまして、これは一定期間の法人の経営の成績を表したものとなっておりまして、1年間の利益を計算する表というものになっております。

また1枚めくっていただいたところに、貸借対照表が添付されております。この貸借対照表というものは決算日である3月31日現在の財政状況を表したものとなっておりまして、人間でいうと健康診断書に当たるものとなっております。左の表に所有する総資産、何に使っているかを表していまして、右の表にそれを取得するための財源、どこから調達したのかっていうものを表しており、さらに右の表には、負債の部と純資産の部というふうに分かれております。負債というのは借入金とか未払金、いわゆる借金とかツケというものに当たるものとなっております。

その下の純資産は、返済の必要のない自己財源となっておりまして、身近な例でいうと2,000万円のマンションを所有していて、まだ1,500万円のローンが残っている場合、正味の資産は500万円というようなイメージを持っていただければと思います。この正味の資産を会計では純資産と呼んでおりまして、この純資産の割合が高いほど財務的に安定しているというふうに言えます。法人が安定した運営を続けていく上で、将来に向けた園舎改築費などの積立など、純資産の数値はとても大切なものとなっております。

この貸借対照表の内訳明細に当たるものが財産目録と呼ばれているもので、

この決算報告書でいいますとちょっと戻っていただいて、表紙から 5 枚目のところに添付されております。この財産目録は、法人全体のものになっておりまして、正しい財務状況を把握するために会計年度の期末におけるすべての資産と負債について、1 つ 1 つ洗い出してそれを表示したものとなっています。公益性の高い社会福祉法人にとっては財政状況の透明性を確保するため、重要な計算書類の 1 つとなっております。

各財務書類の概要については以上となりますが、最低限押さえておきたい審査のポイントを別紙の方で説明させいただきます。資料 5、A4 横書きの資料になっているのですけども、この資料 5 というものは、大阪府が社会福祉法人の認可に当たって採用している基準を参考にして、こども課独自で作成したものとなっております。財務書類を事前に確認しまして、こども課でまとめさせてもらったものとなっております。資料の 5－1 が橋本こども園。資料の 5－2 が、橋本こども園を含む法人全体のものとなっておりまして、3 枚目 5－3 が応其こども園、4 枚目、5－4 が応其こども園を含む法人全体のものとなっております。こちらも 5－3 の応其こども園の資料で説明させていただきます。まず左の一番上、支払い能力についてです。ここにあります流動比率は、1 年以内に支払わなければならない負債に対して、1 年以内に現金化ができる資産がどの程度あるかを示す指標となっております。この比率が高いほど支払い能力があるということになっておりまして、大阪府を参考にして 120%以上が望ましいという形で審査させていただいております。応其こども園の場合は、令和 5 年度で 120%を上回っております。

次にあります借入金償還余裕率というものは、毎年の純収益が、元利返済額に対してどの程度余裕があるかを示す指標となっています。こちらも流動比率と同様に、この比率が高いほど望ましいとされております。ここでは、借入金返済の安全性を判断するため、120%以上が望ましいという形で審査を行っているのですけども、応其こども園は公設民営で借入金がないため、こちらの数値に計上はございません。

次に 2 の設備投資の妥当性についてですが、固定長期適合率というものは自己資本と固定負債の合計に対する固定資産の割合を指しております。財務の健全性を判断するための指標の 1 つとなっていまして、この比率が低いほど安定性が高いとされております。法人経営では 100%を切って欲しいというところで、応其こども園については、約 81%となっております。

最後に 3 番の資本構成の安全性についてですが、自己資本比率というものは、法人の総資産に対する自己資本の割合を示す指標となっています。この比率が高いほど、法人経営の安定度が高いということになっておりまして、ここでは、総資産の 3 分の 1、33%以上を基準として審査をさせていただきました。応其こ

ども園については、令和５年度で約86%となっております。

　これらを事務局で事前審査したところ、申請法人の運営に係る財務状況につきましては、橋本こども園の流動比率については、基準の120%を若干下回っているという結果が出たのですけども、他の指標につきましては、橋本こども園、応其こども園ともに基準をクリアしているということがわかっております。民営こども園の指導監査をこども課が担っておりますので、確認したところ概ね健全な財政運営を行っていると考えております。審査の参考にしていただければと思います。よろしくお願いします。財務状況については簡単ですが、以上となります。

委員長：　はい。事務局より財務状況についての説明がありました。私たちからは慣れない法人の会計の部分になります。ただいまの説明では、概ね善良な会計をされて運営されているのではないかなということが伺えたのではないかなというふうに思うのですが、財政状況の分析ということでご質問等ありますでしょうか。〇〇委員お願いいたします。

７番委員：　はい。７番〇〇です。園の経営の主な支出の大きいものでいうと人件費に当たるものですけれども、法人全体の人件費比率ですとか応其こども園の人件費比率について説明していただければありがたいと思います。大体７割から８割ぐらいが妥当なところで、それを超えてくるとちょっと人件費が高いのかなというふうに思っているのですけど、どこを見ていいのかちょっとわからないので教えてください。

事務局：　はい。先ほどの人件費比率についてなんですけども、応其こども園の財務書類の場所でいいますと、応其こども園拠点区分事業活動計算書という表を見ていただきたいのですが、７枚目になります。R5年度決算報告書の前から７枚目をめくっていただいたところに、応其こども園拠点区分事業活動計算書が添付されています。そこの人件費で言いますと、約１億5,600万円、それに対してサービス活動収益の合計が約１億8,600万となっておりまして、人件費比率を計算すると大体84%ぐらいとなっているので、人件費としては若干高めの数字になっております。実は橋本市内にある園がほとんどそうなのですけども、大体８割を超えているのが実情です。やはり新採の保育士がなかなか確保できないっていうところが、大きな原因かなっていうところで、ベテランの先生が多く橋本市内にはいるというところになるのかなと思っております。人件費比率はちょっと高めとなっているのが実際のところになっております。法人全体でいいますと、ページで言うと、令和５年度の決算報告書、１枚めくっていただいた右側のページに法人の事業活動計算書がついております。同じように人件費比率を計算すると、法人全体でも 82.6%なのでやはり全体的にちょっと高いのかなという印象です。

７番委員：　ありがとうございます。何で聞いたかというと今後、公定価格も上がってくるのだろうけども、職員の処遇改善というのが求められてきて福祉の畑というのはすごく給料が安い。一方で教員の方は、いろいろ問題もありますけれども、若干給料が一般行政職員よりも高いというところで、今、国の会議でも福祉職のところで給与改定というところになってくるとまたこの比率が上がってくるのか、全体の収入が上がってくればその収益比率も変わらないのかなとは思うのですけれどもちょっと気になるところでございます。以上です。

委員長：　その点で、質問してもよろしいでしょうか。令和４年度の応其こども園拠点区分事業活動計算書の当年度決算と前年度決算の職員給料の差が、506万6,942円でこの間に何があったのかなというところをお願いします。

事務局：　詳しいことは法人に聞かないとわからないところではあるのですけども、職員給料が 500 万円くらい減って、逆に非常勤職員の給与が増えている形になるので、正職員さんが辞められて、代わりに非常勤の職員さんで、園の運営をしているのではないのかなっていうところだと思われます。

委員長：　はい。ありがとうございます。はい、よろしくお願いいたします。

４番委員：　４番〇〇です。橋本こども園の財務状況の事前審査表を見せていただいていたのですけれども、3番の資本構成の安全性ってところで、自己資本の比率が昨年度に比べてかなり落ちているなと思ったのです。下の財務指標のところで自己資本比率が 50%を下回ると、自己資本が負債を上回っている状態ということになって、要原因把握というふうに書いてあるのですけれども、事務局の方ではここの原因を把握されているのでしょうか。昨年度に比べて一気に落ちているので、子どもを預けている側としては、経営が大丈夫かと感じてしまう。

事務局：　今の点ですが、橋本こども園、高野口こども園もそうなのですけども、法人全体で退職金制度の見直しがありまして、もともと入っていた退職共済制度を脱退して、法人で退職金を直接支払うというやり方に変えました。令和５年度にやり方を変えたことによって、退職給付引当金というものを新たに貸借対照表の負債に計上したことによりまして、負債が、数字上増えたという形になりますので、令和 4 年度と 5 年度と比較すると若干数値が落ちたっていう形になっております。

４番委員：　そうしたら、負債が増えたということは、今後基本的に自己資本比率は、これぐらいを推移していくと思っていたらいいのでしょうか。これぐらいで安定していく予想ということでいいのでしょうか。

事務局：　今後の話ということで、おそらくとしか答えられないところもあるのですけども、概ね同じ数字で推移していくと思われます。

４番委員：　わかりました。ありがとうございます。

委員長：　また 11 月 3 日のプレゼンのときにでも、ご質問いただければなというふうに

思います。いかがでしょう。〇〇委員お願いします。

７番委員：　〇〇です。当日聞けばいい話なのですけれども、こども園を通じた地域との関わり方ということで事業計画に書いてくれてあるのですけれども、どこか具体的にどういった関わりがあるのかっていうところが書いてあるのかどうかを先に教えていただきたいです。というのはコロナ禍の中で、地域との交流が一旦途絶えたこともありましたけども、最近は復活する傾向にあります。いかに地域と関わっているか、また小学校との連携とか、いろいろあると思うのですけれども、事前に書いてあるところがあれば教えていただければと思います。書いてなければ当日、聞かせていただくというような形になります。

委員長：　財務状況から地域との連携というところに質問が移りましたが。

事務局：　ちょっとそのものを書いたというところがなかなか難しいのですけれども、この申請書のところでいくと、インデックス（2）の 4. 事業計画があって、何枚かめくっていただいて、(7) こども園を通じた地域との関わり方というところに、そんなに詳しくないのですけれども、書いてある部分があります。あとは、園だより等がございますけれども、ほかに活動内容などを確認していただくところはないのかなと思いますので、当日直接、法人に委員からご質問いただければより分かるのではないかと思いますのでよろしくお願いします。

委員長：　全体を通しての質問やご意見もありましたらお願いいたします。

６番委員：　全体を通してでもよろしいでしょうか、他のことでも。応募者の募集の方法はどんなものがあったのでしょうか。ホームページと広報は見たのですけども、その他にありましたでしょうか。

事務局：　ホームページと広報だけということになります。あと個別に電話で問い合わせとか、今回も何件かは問い合わせがあって、結局は申請がなかったのですけど、基本的には広報とホームページでということになっております。

６番委員：　もう一点よろしいですか。この申請書類一式ですが、継続なのでこれでいいのでしょうけども、新規の場合はまた別の様式になるのでしょうか。例えばこの園のしおりとかパンフレットとか、8 月にこのようなことをしていましたとか載せてくださっているのですけど、新規でしたらこれは無いと思うんですよね。

事務局：　はい。新規の応募の場合ですが、応募要件としては、他のところで実際に認定こども園を運営している法人さんに応募してもらうという形になっておりますので、今実際運営している園のお便りであったりとか、しおりをつけていただくという形になります。

委員長：　次に議事に移ってもよろしいでしょうか。議事の 5 番目の第 2 回選定委員会、議事 6 の現地視察についてということで事務局よりご説明お願いします。

事務局：　第 2 回選定委員会について説明させていただく前にちょっと先ほどの補足で、地域との連携等のところですけど、今日の資料にはなかったのですけれども、各

園でこういった保育計画というのがありまして、その中にもちょっと詳しく書いたものがありますので、ちょっとご用意させていただこうかなというふうに思っています。

それでは第 2 回選定委員会について説明させていただきます。別紙 2 をご覧ください。こちらに案ということでつけさせていただいているのですけれども、午後 1 時に委員長の開会の挨拶の後、採点方法について再度簡単にご説明させていただきます。その後午後 1 時半ごろから、子どもの家福祉会、午後 3 時から顕陽会によるプレゼンテーションをしていただき、法人に対して質疑応答をしていただきまして、できればそのあと委員長から法人についての総評的なところをいただければというふうに思います。そのあと、委員さん同士の意見交換を行った後に、午後 4 時 40 分ごろに採点を行いまして、結果発表、それから講評を行って、閉会という形で進めていきたいと思います。プレゼンテーションと質疑応答は、それぞれ 30 分程度で行う予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

続いて、議事 6、現地視察について説明させていただきます。別紙 3 をご覧ください。日程につきましては、日程表のとおりです。ご参加いただける日がありましたら、準備の都合がありますので、10 月 4 日の金曜日、午後 5 時までに事務局のこども課まで電話にてご連絡をいただきたいというふうに思います。なお、この現地視察に参加いただく委員様には、せっかくですので、先ほど申し上げましたように、お昼に給食を召し上がっていただいて、審査に反映していただければというふうに思いますので、恐れ入りますけれども給食費の 300 円を当日ご持参いただければと思います。以上、よろしくお願いいたします。

委員長：　次回、第 2 回の選定委員会についてのお話がありました。それまでに現地視察と書類を見ていただくということで、質疑応答の時間も設けられております。プレゼンテーションを受けて、もしくはそれまでの書類審査の資料を見ていただいて、私からのお願いなのですが、委員の皆さんには、1 人 1 つの質問をお願いできればなと思います。審査ということもありますので、説明していただけるかどうかっていうようなところも、すごく法人さんにとっては大事なところかなと思いますので、無理にとはいわないですが、皆さんには、1 つの方針につき 1 つ以上のご質問を準備していただければなと思っております。

現地視察や選定委員会についてのご質問、ありますでしょうか。

では、長時間に渡りましたが、今日の選定委員会について、ご協力ありがとうございました。それでは事務局の方にお返しいたします。

司会：　委員長、どうもありがとうございました。また皆さん長時間に渡りご審議ありがとうございました。続きまして 7 番のその他ですが、口座振替申出書または口座振替変更申出書（すでに口座の登録がある方で口座の変更を希望する場合提

出していただくもの）で、マイナンバー提供の文書とともに机の上の小さい封筒に入れておりますので、11 月 3 日の第 2 回選定委員会の際に提出していただきますようよろしくお願いします。

本日の資料、別紙 3 をもって、11 月 3 日の第 2 回選定委員会の開催案内の文書にかえさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは皆様お疲れのところ長時間ありがとうございました。全体を通して事務局の方に何かありましたらお聞かせいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

６番委員：　6 番〇〇です。法人に対してしたい質問というのは、事前に事務局にお伝えしておいた方がよろしいでしょうか。当日でもよろしいですか。

事務局：　もし事前にご質問等ありましたらメールか電話等でいただきましたら、先に法人さんに上げさせていただきますので、また当日にその回答という形でさせてもらえるかなと思いますので、もし事前にありましたらご連絡いただければと思います。

６番委員：　今でもいいですかね。

事務局：　はいどうぞ。

６番委員：　安全管理とか事故防止について、特に詳しく知りたいのですけども。橋本こども園さんの場合、ヒヤリハットとか事故の分析とかいろいろ書いてくださっているのですけど、応其こども園さんのものが見つけられなくて、それがあるのかないのかということですね。分析はどのような分析をされているのかとか、分析結果、こうした方がいいでしょうとなったときに実施していくと思うのですけども、それを遵守しているのか、後日の確認というのをされているかとか、そういった細かいところを知りたいです。

事務局：　質問を法人の方に上げさせていただきまして、資料の説明をしていただくようにしますのでよろしくお願いします。

７番委員：　同じところです。今年とある園、橋本市ではないですけれども、子どもさんが突然呼吸できなくなったか。どうなったか事情はわかりませんけれども、心臓マッサージが必要になった状態になりました。速やかに電話して救急車を呼んだのですけれども、動転してしまったのか慌ててしまって、心臓マッサージができなかったということで、救急車が来るまで放置されてしまいました。ちょっと気になったのですけども、大人への心臓マッサージは普通に皆さん体験するとは思うのですけれども、いざ子どもへの心臓マッサージってどうするのだろうなっていうのは気になっています。果たして、普段、子どもさんと接する園でそういった訓練とかされているかどうかも聞きたいです。

事務局：　第 2 回目の方で回答させていただきます。

３番委員：　両方の園で、どこを見たらいいかお伺いしたいのですけども。先生の数とクラスの数はどこを見たらいいですか。

事務局：　先生の数がないかもわからないので、調べておいて、また報告させていただきます。クラスにつきましては、例えば入園のしおり、（11）のエを開いていただきますと入園のしおりにクラス、定員等も書いてありますのでわかるかと思うのですか、先生の数全体の数しか書いてなくて、橋本こども園の紫色ファイルの（5）の事業計画書の施設の詳細というところに、職員の人数が書いておりまして、今はこの程度しかわからないかなというところです。次回までに調べて提供させていただくようにします。

委員長：　今ご質問は、基本的なところかと思いますので、わかり次第お伝えいただければなと思います。

３番委員：　研修状況のところが気になって、参加が 1 人とかのところがあって気になったので聞きます。

事務局：　〇〇です。参加者は確かにこの１人とかってなってしまうので、どうしても平日とかになってしまうと、なかなか仕事を抜けていけないので、毎年キャリアアップというのもありますので、どの人がどの研修を受けるかというのは、両園そうなのですけども、計画を立てて、もれなく平等に受けられるように、園では計画して参加してもらうに指導しております。

司会：　よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは次回の審議まで時間がございますので、各自資料書類をお持ち帰りいただき、調査検討いただければと思います。最後になりますが次回は 11 月 3 日、日曜日、午後１時からとなっております。会場はこの保健福祉センター3 階の多目的ホールでの開催となります。それではこれをもって本日第 1 回目の選定委員会を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。